

2 福保子保第 3 4 0 5 号

令和 2 年 1 1 月 1 7 日

一部改正 3 福保子保第 1 0 2 0 号

令和 3 年 5 月 2 6 日

各区市町村保育主管部長
認可外の居宅訪問型保育事業者 } 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部長
(公印省略)

「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業における保育に従事する者に関する研修について

「認可外保育施設に対する指導監督要綱（昭和 5 7 年 6 月 1 5 日付 5 6 福児母第 9 9 0 号）」別表 1 「認可外保育施設指導監督基準」の 1 (3) イの「都道府県知事若しくは指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上と認める市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）その他の機関が行う研修を含む。）」について、下記のとおり定めましたので通知します。

記

- 1 「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修」
「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修」とは、以下の (1) から (3) のいずれかをいう。
 - (1) 都道府県等が行う「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成 2 7 年 5 月 2 1 日付雇児発 0 5 2 1 第 1 9 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下同じ。）の別添 4 「多様な保育研修事業実施要綱」に定める家庭的保育者等研修事業の基礎研修又は居宅訪問型保育研修事業の基礎研修
 - (2) 都道府県等が行う「子育て支援員研修事業の実施について」（平成 2 7 年 5 月 2 1 日付雇児発 0 5 2 1 第 1 8 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」に定める専門研修の「地域保育コース」
 - (3) 都道府県等が行う「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」の別添 7 「認可外の居宅訪問型保育研修事業実施要綱」に定める認可外の居宅訪問型保育研修

- 2 「都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長その他の機関が行う研修」
「都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長その他の機関が行う研修」
とは、以下の（１）から（５）のいずれかをいう。
- （１）市町村長が実施する１（１）で定める研修（「多様な保育研修事業実施要綱」に定める指定研修事業者が実施した研修を含む。）
 - （２）市町村長又は子ども・子育て支援法第５９条の２第１項で定める仕事・子育て両立支援事業のうち、企業主導型保育助成事業（「企業主導型保育事業等の実施について」（平成２９年４月２７日府子本第３７０号・雇発０２４７第２号）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第２の２に定める企業主導型保育助成事業をいう。）の実施主体が実施する１（２）で定める研修（「子育て支援員研修事業実施要綱」で定める指定研修事業者が実施した研修を含む。）
 - （３）公益社団法人全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修
 - （４）児童福祉法第１８条の６第１号に規定する指定保育士養成施設が実施する公益社団法人全国保育サービス協会が定める「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目の履修
 - （５）（１）から（４）以外の研修について、都道府県知事等が１（１）に定める研修と同等以上のものと認める研修。なお、東京都知事が１（１）に定める研修と同等以上のものと認める基準等は別途定める。